

町報 岡垣

所 場 一
所 役 者 田 順
行 町 任 深 副 所
岡 垣 資 印 大 和 印 刷 所
有 限 公 司 2027 番
電 話 (宗 後) 2027 番

譲渡所得の申告

若松税務署より、本年四月土地税制が改正され、土地建物等を昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に譲渡された場合の譲渡所得は、分離比例課税をされるように改められました。

（保有期間が五年以上のもの）昭和四十四年中に土地建物等を譲渡された方についても、特例により分離課税の方法で申告できるものになっています。該当者は来年三月十五日までに所得税の確定申告書を提出して、従来課税方法（総合課税）を選択するか、改正後の課税方法（分離課税）を選択するかの有利な方を選択できるものになっています。

ただし、いづれを選択するかは、納税者自身が確定申告書に提出されるさいに申告書にその旨を記載することが要件になっており、記載がない場合は、又は申告

ぶどう酒を家庭でつくってはいけません

くすぶどー等でぶどう酒をつくることは、酒の密造をすることになります。皆さんの家庭で、自家用として、つくってもよいお酒があります。

それは、梅、みかん（温州みかん、紀州みかん、夏みかん）に限り、すもも、かりん、いちじく、にんにく、さくらんぼ、またたじ、さるすい、とち、ぐみ（これ以外の果物ははいけません。）の以上三品目の果物にしょうちゅう等（アルコール分が二十度以上の正規の酒類を同時に必ず使

児童の誘拐事犯を防止しましょう



最近、幼児、児童をねらった誘拐事件が頻発しています。この種の事件は模倣性が高く、折尾署管内に於いても未遂事件が発生しています。このような事件を防止するために次の事を守りましょう。

- 知らない人から誘われても決して行って行かない。
- 知らない人から自動車や自転車に乗せてあげると言われても決して乗らない。
- 知らない人から物をもらわれない。又欲しいものをあげると言われても決して行って行かない。
- 暗くなるまで外で遊ばない。
- 暗い道、さびしい道、なれない道は通らない。
- 知らない人が無理に連れて行こうとするときは全力でにげるか、大きな声で助けを呼ぶ。
- 学校（幼稚園）の行き帰りはなるべく大ぜいの人と一緒に行動する。

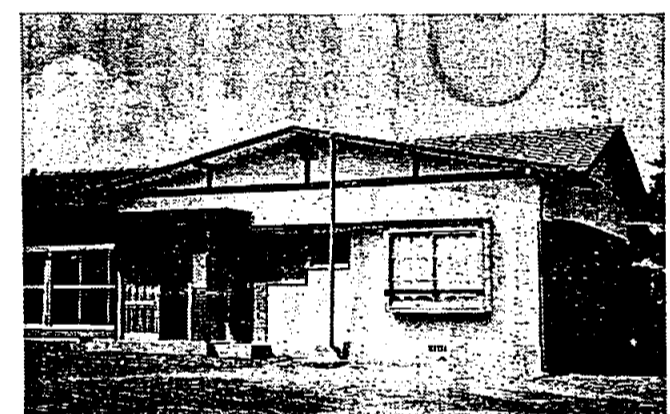
父兄に対する要請

- 子どもが、どこで、だれと、どんな遊びをして、いるか確認しておく。
- 出来るだけ目の届く所で遊ばせ一人遊びはさせない。

書の提出がない場合は従来（昭和四十四年中に土地建物等を譲渡された方）についても、特例により分離課税の方法で申告できるものになっています。該当者は来年三月十五日までに所得税の確定申告書を提出して、従来課税方法（総合課税）を選択するか、改正後の課税方法（分離課税）を選択するかの有利な方を選択できるものになっています。

ただし、いづれを選択するかは、納税者自身が確定申告書に提出されるさいに申告書にその旨を記載することが要件になっており、記載がない場合は、又は申告

高倉公民館竣工す



高倉公民館竣工す

高倉区では住民の方の意欲が燃え上り、区長、建設委員長を中心に一九九〇年九月写真のような、デラックスクラスな公民館が竣工した。確定申告期（昭和四十五年一月十六日）昭和四十五年三月十五日）になると混雑し、ゆっくり御相談にのることができまじせんので、早目に御相談に御務者までお出になるようおすすしめします。

公民館は、住民が相集って救い合い導き合って、お互いの教養文化を高めるため、民主的な社会教育機関である。

高倉区では住民の方の意欲が燃え上り、区長、建設委員長を中心に一九九〇年九月写真のような、デラックスクラスな公民館が竣工した。確定申告期（昭和四十五年一月十六日）昭和四十五年三月十五日）になると混雑し、ゆっくり御相談にのることができまじせんので、早目に御相談に御務者までお出になるようおすすしめします。

高倉区では住民の方の意欲が燃え上り、区長、建設委員長を中心に一九九〇年九月写真のような、デラックスクラスな公民館が竣工した。確定申告期（昭和四十五年一月十六日）昭和四十五年三月十五日）になると混雑し、ゆっくり御相談にのることができまじせんので、早目に御相談に御務者までお出になるようおすすしめします。

公民館は、住民が相集って救い合い導き合って、お互いの教養文化を高めるため、民主的な社会教育機関である。

高倉区では住民の方の意欲が燃え上り、区長、建設委員長を中心に一九九〇年九月写真のような、デラックスクラスな公民館が竣工した。確定申告期（昭和四十五年一月十六日）昭和四十五年三月十五日）になると混雑し、ゆっくり御相談にのることができまじせんので、早目に御相談に御務者までお出になるようおすすしめします。

- 議案たより**
- 第三回定例町議会は、九月四日招集、会期は一七日間と決定、固定資産評価審査委員会委員の選任案外九議案が審議され、いづれも可決された。
- 上程議案の主なもの、次のとおり。
1. 固定資産評価審査委員会委員の選任について
岡垣町大字野間 高山 丑松 六一才 主任
 2. 農業共済損害評価委員会委員の委嘱について
岡垣町大字元松原 広波 一 敬 六〇才
岡垣町大字戸切 石田 敬 彦 四五才
農業委員会代表
 3. 昭和四十四年度岡垣町一般会計補正予算（案）
（第一号）歳入歳出五四、三八二千円を追加し、総額四六〇、二七六千円とする。
 4. 町有地の処分について
左記町有地を一般競争入札に付し処分する。
○大字山田字恋の田、二九〇七原野一六三、四一四
落札者 波津 刀根博愛
○大字山田字恋の田、二九〇四二と四三原野一八五
一七千円とする。
 5. 昭和四十四年度岡垣町水道事業決算書について
6. 国民健康保険条例の一部を改正する条例
7. 国民健康保険条例の一部を改正する条例
8. 昭和四十四年度岡垣町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第一号）
歳入歳出一、九二四千円を追加し、総額五八、二一七千円とする。

みかん立木品評会審査

遠賀 普 及 所 広 池 大 和

遠賀、若松地区みかん連絡協議会主催によるみかん立木品評会が、去る十月十一日行われ、これに結果（一五）病害虫（一〇）計一〇〇点の要領で審査されました。開園状況としては、農道、園内道、方位、防風林等を考慮して見ましたが、特に園内道の整備がなされていません。又防風林が整備されていない所が一部あり、東北のみかんは風害が多いので、今後防風設備を整備して欲しい。後期は敷ワラを除き品質向上に努めるが、夏の乾燥期は敷ワラを厚く施用する土壌管理の面で、有機物が不足しきみみであつた。鶏糞チップを施用してある園があつたが、これも秋に施用し、余り多量に用いないこと。又、施肥の場合同じで、かきまきで欲しい。整枝、剪定は主枝を切り戻し、側枝の切り返しをし、ふところまで光線が入るようにして欲しい。計画密植園では結果過多が見られるが、この現状を前向きな姿勢で取り組んでいく事が最も肝要ではないかと思つた。

審査員は、園芸試験場、栗山課長と、八幡農林事務所山下技師の二名で、審査点数は岡垣四、若松四の計八の園が選出され、審査基準は、開園状況（二〇）摘果を充分に行うようにし

湯川区主催育林コンクール 大会開催される

湯川区に於いて、九月二十二日早朝より育林コンクール大会が開催された。

審査員は、八幡農林事務所

湯川地区は、数年前より、育林事業には区全員一体となつてなされておられ、幼令木成木等全般に亘り非常に他の区より生育、材質が良く下刈も三年生までは年に三回の下刈を行つておられます。つる切り、枝打ち、間伐の手入も良くなされておられますので、町内の山林所有者は一度湯川区の育林事業等を見られたい山林をつくられるようお願い致します。

湯川地区は、数年前より、育林事業には区全員一体となつてなされておられ、幼令木成木等全般に亘り非常に他の区より生育、材質が良く下刈も三年生までは年に三回の下刈を行つておられます。つる切り、枝打ち、間伐の手入も良くなされておられますので、町内の山林所有者は一度湯川区の育林事業等を見られたい山林をつくられるようお願い致します。

民生委員の職務等

一、民生委員の指導精神
民生委員は、社会奉仕の精神をもって、保護指導のことにあたり、社会福祉の増進に努める名譽職である。このために、常に人格の向上と、職務を行なう上に必要な知識、及び技術の修得に努める。

二、民生委員の選任と委嘱
民生委員は、市町村の民生委員推薦会が推薦した者を、都道府県知事が民生委員審査会の意見をきいて推薦し、厚生大臣が委嘱する。

三、民生委員の職務
（一）常に社会調査を行ない、地域の実情を把握し、生活状態を審かして置く。
（二）保護を要する者を適切に保護指導する。
（三）社会福祉施設と密接に連絡し、その機能を助け、生活の指導を行なう。

役場職員一部移動

総務課財政係長に早川達生（産業課）
総務課企画係長（新設）日南誠（財政係長）
総務課企画係長（産業課）似上、十月十日付（カッコ内は旧係）

新設した企画係長は、最近における国民生活の発展および住民生活水準の向上に伴って、地域社会が著しく変化し、岡垣町も新しい課題に直面しております。第一は都市化の問題、第二は行政水準の高度化、第三は行政運営の近代化、第四は行政の広域化の問題である。これらに考えられますが、これらの課題に対処し、明るく豊かな町づくり、地域づくりに推進し、住民の福祉を増進するには、新しい経営理念に基づき、長期的かつ総合的視野に立って、計画的な行政の運営を行う必要を認め、今回新しく企画係を設置した。



門鉄局長表彰

踏切道の安全協力に

七月下旬岡垣海老津駅長の要請に応じて、上海老津区の良子のみなさんが白谷踏切の事故を無くそうと、各自おもしろい独自のポスターを画き、踏切の両側に展示して、歩行者や自動車の運転手に踏切事故の防止や反射鏡の破損防止を呼びかけました。

門鉄鉄道管理局におきましては、子供会の協力にたいへん感激され、去る九月十五日付で、門鉄局長高橋浩二殿から上海老津区の子供会に対して感謝状と記念品を贈られました。

上海老津区では九月二十五日育成会長のうちで、局長代理をお迎えして授与式を行ない、現地の踏切で記念撮影をしました。



ぶどう立木品評会

遠賀農業改良普及所 広池大和

去る八月二十三日、ぶどう立木品評会を町主催で開催した。

今年は大候に恵まれ、品質の良いブドウが出来、消費者には充分ブドウの味を堪能出来たのではないかと、本町では現在約十二ha栽培されているが、大半はキャンベルスアーリーと大粒種の巨峰で、前者は三吉地区を中心に約五ha、後者は高倉地区を中心に約五ha栽培されている。北九州に隣接しており立地条件として恵まれ、将来は観光ブドウ園と発展して行ける要素をもっている。

今回の立木品評会で各園を審査した結果を簡単に述べて見たいと思う。これに生活がかかっているというところ、又副業的であるところ、又真剣さがなく、おざなり

の切り返しが弱すぎるため先端の芽が順調に伸びなくて先端から手前の芽が強く伸びている状態となっている。

切り返しを適切に行う。摘粒作業の遅れている園が見受けられ、適期(小豆大豆大)に行い、房形を三五〇g程度にし、七十粒を限度として行う。これが結果の調節につながり樹勢維持につながる。

着色については全般的に良く、乾燥のひどい所では赤熱に近いものもあり、灌水施設の必要を痛感した。又早摘による早期の基葉の落葉によって肩部の日焼け及び赤味が残ったものがある。

病害虫については黒痘病ウドンコ病、晚腐病などは天候の関係もあるがよく防

除されている。

袋掛けを六月二十日迄に終るよう今後完分作業を早めに進めたい。また若干農業の汚染がある。

花振いによる樹勢の極端に強いものは来年の肥培管理は細心の注意を払って実のたる管理をしなければならぬ。元肥を控え目にし、翌年は摘心をして樹体内の糖分濃度を高めて実止りをよくする。

今後の管理については、早期落葉(カッパン病、ウンカ類による)の防止及び灌水の節行、樹勢の弱った木に対するお札肥の節行を行い、来年の貯蔵養分確保のために収穫後の管理に充分努力をお願いして審査報告にかえる。

以下入選者は次の通り

出品点数二十六点。

特等賞 川原三千夫
一等賞 加藤兵一
二等賞 早川正躬
三等賞 加藤三郎
吉田 睦男
藤岡 常雄
中村タネ子

波津優勝

公民館対抗相撲

十月九日午後二時から高倉神社で、公民館対抗相撲大会を催す。

優勝 A、吉木 A、東黒山、波津、三吉、高倉の八チームが出場。結果は

優勝 波津 二位 糠塚 A
三位 高倉 吉木 A
個人の部一位
小学生 波津 石田完治
中学生 糠塚 田原謙二
一般 高倉 山田 豊

社会福祉協議会へ香典返しとして寄附

原、故花田ヒサノ殿 (七十才)
昭和四四年八月四日死亡
花田千秋殿より寄附
原 故市津雄男殿 (五十九才)
昭和四四年八月十五日死亡
市津ウメ殿より寄附
東海老津 故本田セイ殿 (七十八才)
昭和四四年九月九日死亡
本田寿一殿より寄附
百合ヶ丘 故重住勘一郎殿 (七十九才)
昭和四四年九月十九日死亡
重住健三殿より寄附
岡垣町遺族会へ
香典返しとして寄附
東山田、故池添スエ殿 (七十九才)
昭和四四年八月十七日死亡
池添正一殿より寄附
香典返し
故秋月春子殿の香典返しとして秋月昭人殿より吉木小学校に寄附されました。

交通事故から賠償請求まで

福岡県交通安全協会

ロ、裁判の場合

(1) 傷害の慰謝料
東京地裁の標準は
○入院一カ月につき 一〇万円
○通院一カ月につき 五万円
を限度に一応の線が出されている。慰謝料は傷害の程度、本人の年齢、性別、社会的、家庭内の地位、後遺症の有無等、種々の条件で差異があり、一律でない。後遺症が出た場合には傷害の慰謝料に更に後遺症慰謝料がプラスされることとなる。この後遺症慰謝料は、強制保険の後遺症補償費と同額とされている。

東京地裁での一応の基準は、一死亡事故について三〇〇万円とされている。もちろん、一家の主人と幼児や八〇才を過ぎ、余命いくばくもない老人等の間では一律でないことは傷害の場合と同様である。

最近では、一家の主人の場合、四〇〇万円を認めた例も出ています。

最高裁が死亡本人の慰謝料を認めたので、要求があれば認めざるを得ないが、この場合でも三〇〇万円がラス本人慰謝料というのではなく、あくまで一死亡事故につき三〇〇万円と、本人が認めれば遺族分がそれだけ減るといふことになる。

(2) 休業損害
強制保険は、一応公的証明を必要としているが、裁判の場合、収入の立証さえすれば、公的証明がなくとも認められている。

(3) 逸失利益
死亡の場合の逸失利益は、生前の収入から死亡者本人の生活費を差引いたものを基礎額としてホフマン式により算出する。

本人の実際に別して算出される例が多いが、独身者の場合は、だいたい八〇％、五〇％、結婚して子どもがふえると本人の生活費は次第に減り、だいたい三〇％位まで減る。収入が十万円夫婦と子ども二人の場合でその主人の生活費は、三〇％の三万円位とみられている。

任意保険の場合も、そのやり方は裁判の場合と同様である。

強制保険では、月収二五、二〇〇円以上は二、六〇〇円、それ以下の月収の場合は、生活費を基として計算している。

問題は後遺症に対する逸失利益である。

後遺症については、障害の程度に応じて補償費がでることは前述の通りであるが、後遺障害のため、労働能力が低下し、現実収入が減額になる事態が発生した場合、その損害を加算して要求することができるといふ。

この逸失利益については規則別表の労働能力喪失率をそのまま採用した判決もなされていないが、大勢は、その実態について認容するのが実情のようである。

共同不法行為の場合、強制保険では、右の喪失率表に基いて逸失利益を算出しているが、このことと混同して、後遺症が発生すればすべて減収とみて、逸失利益を請求する向きがあるが、妥当ではない。後遺症が発生しても、現実には減収がなければ逸失利益もないといふことになる。

(4) 任意保険の場合
(イ) 傷害の慰謝料
強制保険の上積みである対人賠償責任保険、いわゆる任意保険もその査定項目は強制保険とだいたい同じであるが、強制保険のように

定額的なものはない。しかし、一応の基準というものは協定されているようで、それによると、傷害の慰謝料は、一日一、五〇〇円から二、〇〇〇円の範囲、ただし、治療が長期に亘る場合はこの倍額でなく、通院は入院、通院を含めて、一カ月以内 四〇六万円、三カ月以内 一〇一五万円、六カ月以内 二〇二五万円、一年以上 四〇五〇万円、これが後遺症を伴う傷害の場合には、一〇三級 一〇〇一五〇万円、四六級 七〇一〇〇万円、七九級 四〇一七〇万円、一〇一級 二〇一四〇万円、一三級 一〇〇一五〇万円、一四級 二〇二〇万円と一応基準が出されている。

(ロ) 死亡の慰謝料
判決額等を参考に妥当な額を認定するというところであるが、だいたいの基準としては、

配偶者の場合、五〇一〇〇万円
遺族が父母の場合、一人に対して三〇一五〇万円、子に対する慰謝料としては二〇一五〇万円

(ハ) 休業損害
強制保険の場合とだいたいの同様である。

4. 過失相殺
強制保険は、被害者に重大な過失がある場合のみ三〇％(傷害の場合は二〇％死亡の場合は三〇％まで)まで過失相殺することになっている。裁判の場合は、裁判官の自由裁量によって認められるわけであるが、裁判や、任意保険は、強制保険のような制限はなく、極端にいえば、九・一から十重の宅跡といふあり、今は、煙となれり。小塚の町下、景内といふ処あり。これ即ち、外郎なるべし。頼る宏大なる宅跡なり。この人、延徳の頃の富察にて、一日に千町の田畠を耕作せしといふ。伝ふ。

高倉神社の理沙門天の銅像(略)には、延徳三年三月吉日、頼主頭藤原河守重直、元信寓居跡にて、手野区、東南一町ばかり、小高き竹林中に畑あり。こゝなりといふ。

里説に、狩野古法眼元信、足利將軍の命を受け、こゝに來りて、芦屋釜の下絵を描くために、しばらくの寓居の地なりといふ。里

△狩野 (手野)
刈野のことで、焼畑を意味した地名である。

焼畑というのは、原始的な農業で、山林や原野を焼きはらって雑穀(そば、粟、稗、大豆など)を作る畑をいった。

「遠賀郡誌」には、「狩野元信寓居跡にて、手野区、東南一町ばかり、小高き竹林中に畑あり。こゝなりといふ。」

里説に、狩野古法眼元信、足利將軍の命を受け、こゝに來りて、芦屋釜の下絵を描くために、しばらくの寓居の地なりといふ。里

△長倉原 (手野)
「遠賀郡誌」には、内小塚といふ処に、須藤駿河守行重の宅跡といふあり、今は、煙となれり。小塚の町下、景内といふ処あり。これ即ち、外郎なるべし。頼る宏大なる宅跡なり。この人、延徳の頃の富察にて、一日に千町の田畠を耕作せしといふ。伝ふ。

高倉神社の理沙門天の銅像(略)には、延徳三年三月吉日、頼主頭藤原河守重直、元信寓居跡にて、手野区、東南一町ばかり、小高き竹林中に畑あり。こゝなりといふ。

里説に、狩野古法眼元信、足利將軍の命を受け、こゝに來りて、芦屋釜の下絵を描くために、しばらくの寓居の地なりといふ。里

△狩野 (手野)
刈野のことで、焼畑を意味した地名である。

焼畑というのは、原始的な農業で、山林や原野を焼きはらって雑穀(そば、粟、稗、大豆など)を作る畑をいった。

「遠賀郡誌」には、「狩野元信寓居跡にて、手野区、東南一町ばかり、小高き竹林中に畑あり。こゝなりといふ。」

里説に、狩野古法眼元信、足利將軍の命を受け、こゝに來りて、芦屋釜の下絵を描くために、しばらくの寓居の地なりといふ。里

△長倉原 (手野)
「遠賀郡誌」には、内小塚といふ処に、須藤駿河守行重の宅跡といふあり、今は、煙となれり。小塚の町下、景内といふ処あり。これ即ち、外郎なるべし。頼る宏大なる宅跡なり。この人、延徳の頃の富察にて、一日に千町の田畠を耕作せしといふ。伝ふ。

高倉神社の理沙門天の銅像(略)には、延徳三年三月吉日、頼主頭藤原河守重直、元信寓居跡にて、手野区、東南一町ばかり、小高き竹林中に畑あり。こゝなりといふ。

里説に、狩野古法眼元信、足利將軍の命を受け、こゝに來りて、芦屋釜の下絵を描くために、しばらくの寓居の地なりといふ。里